

処 理	管理台帳	集積所台帳	GIS

年 月 日

ごみ散乱防止ネット貸与申込書

印西市長 様

町内会等名(地区名)

住所

申請者 氏名

電話

印西市ごみ散乱防止ネット貸与要綱第4条の規定により、ごみ散乱防止ネットの貸与を受けたいので、下記のとおり申込みいたします。

記

1 ごみ集積所利用世帯数 世帯

2 設置場所

設 置 場 所	
枚 数	枚 (集積所1か所につき1枚)
備 考	

受 領 書

年 月 日

印西市長 様

ごみ散乱防止ネット[枚]を受領いたしました。

申請者名

※損傷時の次回交換可能時期は、 年 月 日以降となります。

印西市ごみ散乱防止ネット貸与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、カラス、猫等（以下「カラス等」という。）によるごみの散乱を防止し、市民が利用する市内のごみ集積所（以下「集積所」という。）の適正管理及び衛生保持の促進を図るため、予算の範囲内において、ごみ散乱防止ネット（以下「ネット」という。）を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 ネットの貸与を受けることができる者は、集積所を利用している代表者で、市長が必要と認めたものとする。

(貸与の条件)

第3条 ネットの貸与の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 貸与枚数は、集積所 1 か所につき 1 枚とすること。
- (2) 貸与期間は、貸与の日から原則として、5 年間とすること。ただし、破損が著しい場合など、補修が困難な場合はこの限りでない。
- (3) 貸与を受けたネットは、善良な管理者の注意をもって適正な使用を図り、軽微な破損は補修すること。
- (4) ネットは、歩行者等の通行に支障がないように、ごみ集積時以外は速やかに片付け、いたずらや盗難等のおそれがないように留意すること。
- (5) 貸与を受けたネットを他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (6) その他市長が必要と認めること。

(貸与の申込み)

第4条 ネットの貸与を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、ごみ散乱防止ネット貸与申込書（別記第 1 号様式）により市長に申し込むものとする。

(貸与の決定)

第5条 市長は前条の規定による申込みを受けたときは、当該集積所の状況を調査し、貸与の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により貸与の決定をしたときは、速やかに申込者にネットを貸与するものとする。

(貸与の取消し)

第6条 市長は、ネットの貸与を受けた者が次のいずれかに該当するときは、貸与を取り消すものとする。

- (1) 当該集積所を廃止したとき。
- (2) 第 3 条各号の貸与の条件を満たさなくなったとき。

(ネットの返還)

第7条 市長は、ネットの貸与を受けた者が次のいずれかに該当するときは、返還させることができる。

- (1) 貸与の取消しがあったとき。
- (2) ネットの返還を申し出たとき。
- (3) 貸与を受けたネットを目的外に使用したとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットの貸与に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に市からネットの貸与を受けた者は、この告示の相当規定により貸与されたものとみなす。